

4月1日から

証明書発行などの 手数料の一部を改定します

市では、特定の市民等に提供するサービスの対価である使用料・手数料の受益者負担について、公平性の観点から適正化を図るために見直しを進めています。

「受益者負担の適正化に関する基準」に基づき、証明書発行に係るコストや近隣自治体の発行手数料などを考慮し、検討および検証してきた結果、昭和57年以来34年間据え置いてきた証明書発行などの一部の手数料を改定します。

市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、各担当室へお問い合わせください。

証明書等の種類	現行 手数料 〔平成28年 3月31日まで〕	改定後 手数料 〔平成28年 4月1日から〕	担当部署
住民票または戸籍の附票の写しの交付手数料	200円	300円	市民文化部 戸籍市民室 (☎84-5003)
住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料			
住民票記載事項証明書交付手数料			
印鑑登録証の交付手数料			
印鑑登録証明書の交付手数料			
死体埋火葬許可証再交付手数料			
身分に関する証明書交付手数料			
認可地縁団体印鑑登録証明書の交付手数料	200円	300円	市民文化部 地域づくり支援室 (☎84-5008)
固定資産課税台帳の閲覧手数料	200円	300円	財務部 税務室 (☎84-5063)
公簿、公文書または図面の謄本または抄本の交付手数料			
公簿、公文書または図面の閲覧手数料			
租税公課に関する証明書交付手数料			
固定資産に関する証明書交付手数料			
営業に関する証明書交付手数料			
その他の証明手数料(※)	200円	300円	各証明書発行室

(※) 亀山市手数料条例の別表第1（第2条、第5条関係）証明等関係手数料内第35項に該当するもの